

第 2 2 期 第 4 1 回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 2 3 日（木）午後 1 時 3 0 分
- 2 場 所 青森市新町 1 丁目 1 1－2 2
ウェディングプラザアラスカ 2 階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	東 田 義 廣
	〃	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	木 村 慶 造
	〃	荒 谷 正 壽
	〃	南 谷 雅 人
	〃	宮 野 昭 一
	〃	中 居 裕
	欠席委員	二本柳 勝
	〃	松 下 誠四郎
	〃	竹 林 雅 史
	〃	尾 崎 幸 弘
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	堤 静 子
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	総括主幹	長 根 幸 人
	栽培・資源管理グループ 総括主幹	白 板 孝 朗
	三八地方水産事務所 技師	折 野 和 樹
事 務 局	下北地方水産事務所 水産普及課長	竹 谷 裕 平
	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	田 中 規 雄
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：青森県漁業調整規則の改正について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第4号：令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第5号：東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第6号：東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

議案第7号：東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について

原案どおり委員会指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

会 長

それでは、予定されている委員の皆さんがお揃いでありますので、ただ今から、第22期第41回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

まずは、新年初めての委員会ですので、あけましておめでとうございます。

さて、本県水産業においては、主要魚種である、イカ、サケなどの大不漁、そして陸奥湾のホタテにおいては、高水温による被害等、依然として非常に厳しい状況が続いています。

一方で、最近、陸奥湾のマダラが好調であることや、太平洋側でも作り・育てる漁業への取組が開始されたなどの明るい話題も聞こえていますので、皆様におかれましても良い年でありますよう、また、本県水産業が早期に復活できますよう、心からお祈り申し上げます。

第22期第41回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案7件、報告事項2件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いをいたしま

す。

本日は、委員数１５名のところ、過半数を超える９名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第１４５条第１項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第１３条第２項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは、東田委員と宮野委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第１号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明します。

議案第１号資料の１ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第３項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上でございます。

会 長

県から補足説明があればお願いいたします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、県の方から補足説明させていただきます。
おめくりいただいて、資料の2ページ目を御覧ください。2ページから3ページ目を御覧ください。

いつものとおり漁業魚種、そして、漁業を営む者の資格、許可又は起業の認可すべき船舶等の数を主にして説明させていただきます。

一番最初、2ページ目でございますけども。

こちらは、まず、漁業種類ですが、こちらは、機船手繰網漁業（かけまわし漁業）でございます。

許可すべき隻数は1隻、トン数は10トン以上15トン未満ということで、漁業を営む者の資格といたしましては、八戸市に住所を有する者などであり、関係漁協は、八戸みなと漁協ということになってございます。

こちらが、2ページ、3ページの機船手繰網漁業でございます。

続きまして、4ページ目からを御覧いただければと思います。

4ページから7ページまでに至る漁業種類ですけども、こちらは、こうなごの光力利用敷網漁業でございます。

上から順番、4ページ目の上から順番に参りたいと思います。

こちらの方は、一番上の方は、東共第6号ということで、八戸鮫浦漁協の組合員行使権者で2隻

次の段が、東共第8号ということで、八戸みなと漁協の組合員行使権者で1隻

その次が、東共第20号ということで、泊漁協の組合員行使権者で29隻となっております。

次の5ページ目に移りまして、資格としては、東通村白糠に住所を有する者として、白糠漁協の組合員行使権者で25隻

そして中段が、小田野沢に住所を有する者ということで、小田野沢漁協の組合員行使権者で2隻

一番最後、下段が、尻労に住所を有する者ということで、尻労漁協の組合員行使権者で6隻となっております。

続いて、また、ページをめくっていただいて、次の6ページを御覧いただければと思います

6ページ目ですけども、こちらは、東共第28号ということで、岩屋漁協の組合員

行使権者で3隻でございます。

その次、中段が東共第30号ということで、野牛漁協の組合員行使権者で21隻

そして下段、一番下が東共第38号ということで、風間浦漁協の下風呂支所の部分ですけれども、こちらの組合員行使権者で3隻

最後、7ページの方に続きまして、こちらが東共第40号ということで、同じく風間浦漁協の易国間本所の組合員行使権者で3隻となっております。

引き続きまして、8ページ目からを御覧いただきたいと思います。

8ページ目からは、これは実際は12ページまでですけれども、漁業種類が、小型いか釣り漁業のするめいかでございます。

最初の8ページ目、上段の方から説明させていただきます。

こちらは、資格として、青森県内に住所を有する者等ということで、県内の漁業者として256隻ということでございます。

8ページの下段が、こちらは北海道の漁業者ということで、144隻となっております。

9ページ目に続きますと、こちらは資格として、9ページ目の一番上の方は、秋田県の漁業者で4隻、そして続いて山形県では、こちら4隻でございます。

一番下、ちょっと欄が小さいですけれども、こちらが石川県で2隻となっております。

続いて10ページ目を御覧いただければと思います。こちらは、上の方からいきますと

福井県の漁業者で5隻

そして、10ページ目の下は、こちらが鳥取県の漁業者で、こちら5隻でございます。

11ページに参りますと、こちらは島根県の漁業者で1隻

中段が長崎県で2隻

一番下、下段が岩手県で24隻となっております。

12ページ目に移りますと、上段、上の方から、こちらは宮城県で6隻

次が千葉県で1隻

最後が新潟県で3隻となっております。

こちらが13ページ目までの説明になります。

続いて、14ページ目に目を移していただければと思います。

こちらが、漁業種類が底建網漁業でございます。2段に分かれておりますけれども、上段が東通村の尻労に住所を有する者等ということで2人

下段の方は、同じく東通村の猿ヶ森に住所を有する者ということで4人となっております。

そして、15ページ目に参ります。

こちらの方は、三八地域分の制限措置の内容でございます。

最初、15ページ目ですけれども、最初は、こちらは、あわびの潜水器漁業でございます。

上段の方から順番に参ります。

こちらは、東共第1号ということで、階上漁協の組合員行使権者で6人

次が、八戸市南浜漁協の組合員で6人

次が、東共第13号ということで、三沢市漁協の組合員で1人

続いて、八戸に住所を有する者ということで4人と。この4人は、鮫浦地区の漁業者を想定しております。

続いて、こちらは、続いての段が、八戸みなと漁協が1人

それから一番下が、市川の地区で1人となっております。

以上が15ページ目でございます。

16ページの方に目を移していただきまして、こちらは最初は、なまこの潜水器漁業でございます。

6段になっておりますが、こちらと同じく上の方から言いますと、

階上漁協が6人

八戸市南浜漁協で6人

三沢市漁協で1人

八戸に住所を有する者ということで、こちら八戸鮫浦漁協さんの方を想定しておりますが、こちらが4人

同じく、八戸に住所を有する者ということで、八戸みなと漁協の組合員を想定しておりますが、こちらが1人

それから、市川漁協さんの方の漁業者を想定しておりますが、こちらが1人となっております。

16ページの一番下の最下段の部分ですけれども、こちらが、なみがい、ほたてがいの潜水器漁業でございます。

こちらは、階上漁協の組合員行使権者で1人というふうになってございます。

続いて、17ページの方に移りまして、こちら一番上ですけれども、こちらの漁業種類が、うに、ほや、わかめ、こんぶの潜水器漁業で階上漁協の行使権者6人ということになってございます。

2段目は、こちらは、うに、ほや、えらこ、かき、むらさきいがい、わかめ、こんぶの潜水器漁業ということで、八戸市南浜漁協で6人

次の段が、うに、ほや、えらこ、かき、あさり、わかめ、こんぶ、まつもの潜水器漁業で三沢市漁協で1人というふうになってございます。

一番下、最下段ですが、こちらが、うに、ほや、えらこ、たこ、かき、あさり、わかめ、こんぶ、あかばぎなんそう、えぞぼら、むらさきいがい、あかざらがいの潜水器漁業で八戸市に住所を有する者ということで、鮫浦漁協さんを想定していますが、こちらを4人ということになってございます。

17ページまでは以上でございますが、引き続き18ページ目を御覧ください。

こちらが、上段の方が、うに、ほや、えらこ、いわがき、むらさきいがい、あかざらがいの潜水器漁業で八戸に住所を有する者1名ということで、想定されるのは、八戸みなと漁協を想定しております。

一番下の部分ですけど、次が、こちらが、うに、ほや、えらこの潜水器漁業で、同じく八戸市に住所を有する者ということで、市川漁協1人を想定しております。

以上が18ページ目までの部分で、三八地域の制限措置案でございます。

19ページ目に移ります。

こちらは、下北地域の分でございます。

先ほどと同じ漁業種類がありましたが、下北地域としては、まず最初に、あわびの潜水器漁業でございます。こちらも、上の方から順番に説明させていただきます。

一番上が、東共第19号ということで、泊漁協の1人

それから、次の段が東共第21号で、白糠小田野沢の漁協で3人

それから、次の段が東共第23号ということで、尻労漁業の漁業者で1人

次が、東共第25号は、尻屋漁協で1人

それから、東共第27号では、岩屋漁協の1人

続いて、東共第29号では、野牛漁協で1人

31号では、石持漁協で1人

東共第37号では、風間浦漁協の下風呂支所で1人となっております。

引き続き、同じく19ページ目ですけども、下の段ですけども、こちらが、なまこの潜水器漁業でございます。

下の段は、こちらは7段になっていますが、こちらも上から順番にいきますと、泊漁協で1人

白糠漁協、小田野沢漁協で3人

尻労漁協で1人

尻屋漁協で1人

27号で岩屋漁協で1人

29号では、野牛漁協で1人

31号では、石持漁協で1人

めくっていただいて、31号では、風間浦漁協の下風呂支所で1人となっております。

同じく20ページ目なんですけども、漁業種類が、次は、うに、ほや潜水器漁業でございます。こちらも上の方から順番に申し上げますと、

泊漁協で1人

白糠漁協、小田野沢漁協で3人

尻労漁協で1人

尻屋漁協で1人

岩屋漁協で1人

石持漁協で1人

風間浦漁協の下風呂支所で1人

最後の段が風間浦漁協の易国間の本所で1人となっております。

そして最後に、うに、ほや、かきの潜水器漁業でございます。

こちらは、東共第29号の共同漁業権の漁業権者ということで、野牛漁協の1人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。

審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に、議案第2号「青森県漁業調整規則の改正について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明します。

議案第2号 資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。

件名及び本文のみ読み上げます。

青森県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

このことについて、漁業法第57条第5項及び第119条第8項、水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、別添のとおり諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法及び水産資源保護法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上です。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

会 長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

引き続き、議案第2号につきまして、私、野月の方から補足説明させていただきます。

お手元の資料の裏の方に調整規則の改正部分の新旧対照表が記載されてございます。

今回の改正の内容につきましては、大きく分けて2つでございます。

まず1つ目ですけれども、新旧対照表に記載しております、上の段のところですね。第51条のところでございます。

この条文に新たに下線を引いた部分を第2項として加えるという内容でございます。

その理由が、先般、漁業法及び特定水産動植物の国内流通の適正化に関する法律の一部を改正するという法律が、昨年、令和6年の6月に公布されました。

そして、そのうちの漁業法の改正部分につきまして、この第1項が加えられて、既に法律の方は、去年ですけれども、7月に施行されております。

その改正内容は、新旧対照表に記載されているとおりなんですけれども、これらの通

信機器の備え付け、操業中の電気機器の常時作動を命じられたものは、通信の妨害、その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない。というふうなことが法律上、新たに規定されたところでございます。

この漁業法の改正されたことを受けまして、本県に限らずですけども、全国的に他の都道府県も含めて、この漁業調整規則も自動的に改正するというふうな内容になってございます。

これが、まず1つ目の改正の内容でございます。

もう1つ目、2つ目の改正の内容ですけども、こちらも新旧対照表の中段のところにあります、規則で言うと、県の規則で言うと58条の部分ですけども、この改正の内容が、刑法が改正されまして、実際には、この改正部分が令和4年の6月に既に公布されております。

刑法の改正内容が何かと言いますと、いわゆる罰則規定の内容の変更です。これが、これまで懲役刑であるとか、禁固刑というふうなものが通常、刑法を主にして規定されていたわけですけども、これが一本化されて、新たに拘禁刑という創設された。新たに創られたというところでございます。

これは、刑法の改正が既に令和4年に公布はされているんですけども、実際に施行されるのが今年、令和7年の6月から施行されることになっております。

この刑法の改正によります罰則の改正につきましては、この刑法だけでなく罰則規定がある、従来の懲役刑や禁固刑が規定されている他の法律も同時に全部、罰則の部分だけでなく、法律だけでなく、都道府県が制定する条例であるとか、規則などの罰則も全て影響して改正する必要性が生じたということでございます。

これを今年の6月、令和7年の6月までに改正して施行させるというような内容になってございます。

今回の改正内容、大きく分けてこの2つということと同時に、これに伴っての字句の改正を行ったという内容でございます。これが、この新旧対照表での改正内容でございます。

県の方からの補足説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは議案第2号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにしたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次の議案に入りますが、会議時間短縮のため、議案第3号「令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について（諮問）」及び議案第4号「令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について（諮問）」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

まずは、議案第3号につきまして、議案第3号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名と本文を読み上げさせていただきます。

諮問書

令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分について

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、農林水産大臣から、令和7年1月9日付け6水管第2941号で通知があったことから、漁業法第16条第1項の規定に掲げる知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

なお、定めるに当たり、字句の訂正等、軽微な変更がある場合は、御了承願います。

以上となりますが、諮問に至った経緯等は、この諮問文のとおりでありまして、今回の諮問は、国から示された数量を本県漁獲可能量として良いかという意見を求めているものであります。

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは省略させていただきます。

続きまして、議案第4号について説明いたします。

議案第4号の資料、表紙の方を御覧ください。県知事からの諮問文です。

件名及び本文を読み上げます。

諮問書

令和7管理年度におけるくろまぐろ知事管理漁獲可能量の変更に係る事前諮問について

くろまぐろに関する令和7管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、今後、知事管理漁獲可能量の追加配分や都道府県間の融通等に伴い、今般の知事管理漁獲可能量の公表（公告）を変更する見込みであり、これらを迅速に処理する必要があります。

この際、漁業法第16条第5項で準用する第2項に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、前管理期間と同様に、同法第124条に基づく協定の協定管理委員会等、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に諮問せずに手続きし、手続き後に報告することで迅速化を図ることについて、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、この件につきましても、諮問に至った経緯等につきましては、この諮問文のとおりでございます。

詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、白板総括主幹

水産振興課 白板総括主幹

県の方から補足説明をさせていただきます。

まず、議案第3号のペーパーの裏面の方を御覧ください。

裏面の方に令和7管理年度における知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。という記載をしております。

くろまぐろ小型魚につきましては340.5トン

大型魚につきましては685.8トンとしてございます。

こちらの数量の根拠につきましては、国際会議の結果及びTAC意見交換会における国からの説明のとおりとなりますが、改めて説明いたしますと、今年度の国際会議におきまして、我が国全体の漁獲枠を大型魚については1.5倍、小型魚については1.1倍に拡大する提案が正式に承認され決定されたこと。

そして、国内配分につきましては、沿岸漁業により配慮した形で配分されたことを受けまして、本県の小型魚につきましては２８６．６トンから５３．９トンの増加で、３４０．５トン。

大型魚につきましては、５０８トンから１７７．８トン増加して６８５．８トンという内容になってございます。

続きまして、第４号の議案について補足説明させていただきます。

内容につきましては、先ほど御説明があったとおりの内容となりますけども、こちらの諮問につきましては、今年度の管理期間と同様の内容となっております。

令和７管理年度におけます漁獲枠の融通を迅速に進めるためのものでありますので、御理解いただければと思っております。

県からの補足説明は以上のとおりとなります。

御審議のほど、よろしくお願いします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんか。

御質問、御意見もないようですので、議案第３号及び議案第４号については、諮問どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは議案第３号及び議案第４号は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することになります。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

続いて、議案第５号「東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示について」、議案第６号「東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示について」及び議案第７号「東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示について」を一括して議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

事務局長

はい、会長。

会 長

はい、局長。

事務局長

それでは、説明いたします。

まず、議案第5号につきまして、資料1を御覧ください。

これは、青森県小型いか釣り漁業協議会会長から、過剰光力設備の抑制による経営安定のために、令和7年1月9日付けで発せられた依頼文です。

内容は、指示の有効期間を1年更新した以外は、昨年と同じになっておりますので、読み上げは省略させていただきます。

続いて、資料2の方を御覧ください。

これは、令和7年度における当委員会の指示案です。前段のみ読み上げます。

東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制の指示

青森県東部海区漁業調整委員会指示第1号

青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の光力規制について、漁業法第120条第1項の規定のより、次のとおり指示する。

令和7年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

この指示の内容でございますが、これまで同様に協議会からの依頼内容を指示案としたもので、年次を1年更新した部分を除いて昨年と同様でございます。

階層別の集魚灯の合計光力は御覧のとおりでございます。加えて20キロワット以内の作業灯については認め、水中集魚灯は使用禁止とする内容となっております。

続いて、議案第6号の説明に入らせていただきます。

これは、5トン未満のいか釣り漁業について、平成3年以降、承認制としておりますが、その承認に係る委員会指示というものでございます。

資料1を御覧ください。

令和7年度漁期における指示案でございます。前段を読み上げます。

東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業の指示

青森県東部海区漁業調整委員会指示第2号

青森県東部海区管内におけるいか釣り漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和7年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以下、年次にかかる部分を1年更新した以外は、昨年度と同内容となっております。

次に資料2を御覧ください。

令和7年度の承認に係る事務取扱要領（案）でございます。

昨年度との変更点は、様式まで含めて年次に係る部分を1年更新したものとなりま

す。

また、資料 2、6 ページでございますが、第 4 号様式、船橋楼に表示する標識の中、地形図、この色を令和 7 年度は山吹色にしております。

続いて、資料 3 を御覧ください。

これは、事務及び着業を円滑に進めるための承認に係る内規となっております。

1 の（1）でございますが、適正な申請があった場合、下の表に従って承認事務を進めるというものでございます。

アのケースにつきましては、委員会の付議を不要として承認すると。

それから、イからカまでのケースについては、会議に付すことを省略して、委員会が事情やむを得ないものと認めて承認事務を進めるというものにしております。

表の下のキにつきましては、これに該当しない、いわゆる新規操業ということで、これはこれまでどおり委員会に付議した上で承認ということになります。

（2）から（4）につきましては、説明を省略いたします。

2 ページ目の 2 の方、自家用釣餌用いか釣り漁業についての規定ですが、これは、1 の本業のいか釣り漁業の操業承認に準ずる内容となっております。

なお、ちょっと戻りまして（3）のイでございますが、その中（注 3）というふうに書いておりまして、2 行目、平成 10 年から若干の配分となっております。

これ、「若干」につきましては、令和 3 年度から資源管理に関する国の基本方針及び県の保存及び管理の方針において、若干につきましては、現在は現行水準という形に改められております。

続いて、議案第 7 号について説明させていただきます。

これは、いか釣りを本業とせずに、自らの釣り餌用として使用するするめいかの採捕のための操業承認ということであり、平成 23 年度から委員会指示を発動しているものです。

議案第 7 号、資料 1 を御覧ください。

令和 7 年度漁期における委員会指示案です。前段を読み上げます。

東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業の指示

青森県東部海区漁業調整委員会指示第 3 号

青森県東部海区管内における自家用釣餌用いか釣り漁業の操業について、漁業法第 120 条第 1 項の規定により次のとおり指示する。

令和 7 年〇月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

内容につきましては、年次に係る部分を 1 年更新した以外は昨年度と同じになっております。

続きまして、資料 2 を御覧ください。

これは、令和 7 年度の承認事務の取扱要領案になります。

昨年度の変更点は、様式まで含めて年次に係る部分を 1 年更新したのみとなっております。

ります。

以上が議案第5号、第6号及び第7号に係る事務局からの説明となります。

事務局からの説明は以上ですが、県報登載時に若干の字句修正がある場合は、事務局一任ということで承認をお願いいたします。

以上、御審議の方、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があればお願いします。

野月副参事

水産振興課 野月副参事

県の方からの補足説明はございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

会 長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

ありませんですか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動することにしたと思います。御異議ございませんか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

会 長

それでは議案第5号、第6号及び第7号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、指示に当たって若干の字句修正がある場合は、事務局一任とします。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①「令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）」を県から報告願います。

水産振興課 白板総括主幹

はい。

会 長

白板総括主幹

水産振興課 白板総括主幹

報告資料1について御説明させていただきます。

令和6年12月25日付けで、県は漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。こちらは、関係者間の合意に基づく変更が行われたもので、手続き後に委員会に報告するものでございます。

変更の内容につきましては、下の表にございますとおり、小型魚が311.6トンから11.1トン増えて322.7トン。

大型魚につきましては、646.4トンから4.0トン減って642.4トンとなっております。

これは、国の仲介により、本県の大型魚の知事管理漁獲可能量4トンと大中型まき網漁業の小型魚の漁獲可能量4トンとの交換。加えて、大中型まき網漁業から小型魚7.1トンの譲受が成立したことによるものでございます。

県からの説明につきましては、以上でございます。

会 長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

御質問、ありませんですか。

委 員

(「ありません」の声あり。)

会 長

では、次に報告事項②「第32回太平洋北部会及び第41回太平洋広域漁業調整委員会の概要について」を事務局から報告願います。

事務局 傳法技師

はい、会長。

会 長

はい、傳法技師。

事務局 傳法技師

報告資料2について説明させていただきます。

広域漁業調整委員会の開催日時、開催場所、出席者については、表記のとおりです。

まず、第32回太平洋北部会についてです。

1、広域魚種の資源管理について

(1) 太平洋北部沖合性カレイ類の資源状況についてです。

①サメガレイについては、資源水準が低位となっております。

②ヤナギムシガレイが、資源量が2023年の親魚量は、目標基準値案を上回る程度となっております。

③キチジに関しましては、資源水準が高位で、資源動向が横ばいとなっております。

④キアンコウに関しては、資源水準が高位、資源動向は増加傾向にあると分かっております。

(2) 太平洋北部沖合性カレイ類の広域資源管理の取組については、以下のとおりとなっております。説明については省略します。

一番下段の※、マダラ陸奥湾産卵群については、マダラ北海道太平洋に組み込まれることとなったため、広域漁業調整委員会での説明は、今後は廃止する方針となりました。

続いて、2ページ目に参ります。

第41回太平洋広域漁業調整委員会の内容についてです。

1、太平洋クロマグロの漁業に関する広域漁業調整委員会指示についてです。

(1) 沿岸クロマグロ漁業の承認について

従来の承認方針は以下の①から④のとおりとなっております。

しかし、ポツの2ですが、今回は、上記に加えまして、新規の承認方針として新たに⑤の条件を追加しました。

⑤クロマグロ漁業を新たに営もうとする者であって、承認を承継できない者は、上記の規定にかかわらず、申請を提出することができる。この時、広域漁業調整委員会は、上記の③、④に該当する者であり、かつ、次のア、イの条件を満たすと認められる場合は承認するものとされております。

ア、都道府県の水産主務課長から当該者の申請に関して、次の2点を満たす旨の意見書が提出されていることとなっております。

まず1点目ですが、当該者は、都道府県による採捕停止命令をはじめとする漁業関係法令を遵守する漁業者であること。

2点目、当該者の漁獲能力を勘案しても、各都道府県の配分量を遵守することが可能であり、かつ承認期間中に当該者に対して1キログラム以上の漁獲の機会が与えら

れると認められることとなっております。

続いて、イの条件ですが、アで提出された意見書の内容や都道府県における漁獲状況等を踏まえ、国際的に配分された日本の漁獲枠の遵守に支障がないと判断されることとなっております。

令和7年度以降に承認の継続及び新規申請を求める者は、来月の令和7年2月10日までに使用する船舶ごとに申請し、委員会の承認を受けることができるということになっております。

(2) 新規承認の取扱いについてです。

新規承認の上限数は5,000件です。

各都道府県は、意見書の提出に先立って、明日の令和7年1月24日までに当該申請の見込件数を国に報告するものとします。

この時、見込件数が5,000件を超える場合は、全見込件数に占める各都道府県の見込件数の割合分を5,000件から算出して、各都道府県に配分するものとします。

(3) 違反者への対応方針の改正について

違反者への対応の流れは以下のとおりです。

1回目の違反では、担当都道府県を通じて調査を実施し、その内容を広域漁業調整委員会の会長に一報し、必要に応じて指導文書を発出します。その内容を委員会に報告するものとします。

2回目の違反については、農林水産大臣からの裏付け命令を発出し、承認者は規定により承認を取り消すこととなります。

3回目の違反に関しては、裏付け命令違反として50万円以下の罰金又は1年以下の懲役となります。

また、上記に関わらず、違反の内容が悪質と認められる場合については、書面で広域漁業調整委員の半数以上の同意を得られた時に裏付け命令の申請を行うことができるということになります。

上記の(1)、(2)、(3)について、原案どおり委員会指示を発動することに決定しました。委員会指示の有効期限は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。

続いて、3ページ目です。

広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の設置についてです。

(1) 設置の目的についてです。

くろまぐろ遊漁管理を高度化するための管理手法を調査審議するために、各広域漁業調整委員会に専門部会を設置します。

専門部会の委員は、各広域漁業調整委員会の委員から会長が指名し、また、遊漁団体に構成される専門委員は、学識経験がある者の中から農林水産大臣が指名するものとします。

部会の構成は、以下のとおりとなっております。

(2) 部会における審議事項についてです。

部会において審議される議案は、以下のとおりです。

①クロマグロ遊漁委員会指示案の検討に関しては、時期別の採捕数量や報告内容の正確性の確保等が審議されます。

②今後のクロマグロ遊漁管理の検討については、届出制の導入やキャッチ&リリースの是非について審議されます。

(3) 部会の開催予定についてです。

令和6年の11月の広域漁業調整委員会で部会の設置が承認され、12月の12日にくろまぐろ遊漁専門部会及びくろまぐろ遊漁専門部会合同会議が開催されました。

また、令和7年1月から2月にかけて、くろまぐろ遊漁専門部会合同会議を開催する予定で、そのうち1月17日、先週の金曜日に2回目の部会が開催されました。

以上の部会の中で審議された内容を来たる3月4日の広域漁業調整委員会の中で審議し、遊漁に関する委員会指示を決定する方針としております。

(1)、(2)、(3)については、11月の広域漁業調整委員会の方でくろまぐろ遊漁専門部会を設置することに決定しました。

3、広域魚種の資源管理についてです。

(1) 部会における取組については、事務局から北部会と南部会の審議結果について報告がありました。

(2) マサバ太平洋系群については、「資源量」は減少傾向、「親魚量の動向」は減少しているとのことです。

4、その他

①TAC魚種の拡大に向けた検討状況についてです。

カタクチイワシ太平洋系群は、令和7年1月からTAC管理が開始しております。

②令和7年度資源管理予算については、以下のとおりです。

事務局からの説明は以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がありましたらお願いいたします。

宮野委員。

宮野委員

ちょっと、基本的なこと、分からないので教えてもらいたいんですけども。

第41回太平洋広域漁業調整委員会で赤く書かれている部分、この場で、委員会の場で話し合われた内容だと思うんですけども。

この広域漁業調整委員会で決定したことが、青森県の東部海区漁業調整委員会の方

にこれが案として出てきて、それを私たちがこの次の調整委員会で話し合いをして決定するということですか？

それとも、これで決まったことは、もう法律的に決まったということなんですか。

会 長

傳法技師

事務局 傳法技師

既に11月の広域漁調の中で審議されて、この内容で決定しております。

会 長

宮野委員

宮野委員

そうしたら、これでもう決まったということでの答弁なんだけども。

じゃ、実際、決めるまでの間に直接漁業者等の、特にマグロに関しては話し合いを持つとか、意見を聴くとか、そういう機会があって決めているものか、ちょっとその辺が、ただ一方的に決めてしまって、これで守れっていうことのような感じに、私、イメージ受けるんですよ。その辺、どうですか。

会 長

傳法技師

事務局 傳法技師

この素案は、水産庁の方で作成していると思うんですが、その素案を広域漁業調整委員会の場で、各地の漁業者の代表として選任されている広域漁業調整委員に集まっていた中で審議して決定したというものになりますので、日本の漁業者全体の意見を汲んで決めたというわけではないかもしれませんが、一応、全国各県代表の委員の意見を受けて決定したという形になりますね。

会 長

宮野委員

宮野委員

12月だったと思うんだけど、マグロの管理委員会がありまして、その時に、私、長々と県の方にも質問をして答えてもらった経緯があったんです。これは、承認の件ですよ。新規承認、上限数5,000と書いてあるけど、これ、県の方で、今、承

認もらっても、マグロが獲れない人が一杯いるのに、何で新規の承認の枠を増やす、申し込みを受けるんですか？って質問したら、これは県の担当でなくて、水産庁の所管だから、水産庁がこの件数を必要としたからそういうふうにしたということで、答弁があったんですよ。

これが、今、5,000件ですよ。この5,000件の人に対して承認を与えるということは、マグロを獲りなさいということなんですよ。じゃ、そのマグロの枠、どこから出すんですか。ということを全然話されていないのに、こういうのを決定したというのは、私、ちょっと変でないかなと思うんですよ。

それ、水産庁では、この人たちにマグロの枠を別枠で大臣許可の中の枠から出すんですか。その辺、どうなんですか。

会 長

傳法技師

事務局 傳法技師

言われているとおり、これを作ったのが水産庁なので、ちょっと私の方でも、詳細な意図までは分からないんですが、毎年、各漁業調整委員会の方から、承認の無い漁業者に対するクロマグロ漁業の新規操業への対応を、全漁調連の要望として水産庁にあげていますので、それに対応する形で承認の条件、新規承認の条件を作ったと思われます。承認に対する枠とか、今回5,000件となった背景までは、私の方では分かりかねますので、そういう回答でよろしいでしょうか。

事務局長

はい、会長。

会 長

事務局長

事務局長

補足説明させていただきます。

クロマグロにつきましては、広域漁調が出しております委員会承認、この承認がない人は、一切クロマグロを獲ってはいけないと、まず1つ。

それから、漁獲枠につきましては、国の方が国際会議でまず枠を取ってきて、それを都道府県に配分して、県の方から配分すると。この2本の規制が動いております。

承認は、先ほど申しましたとおり、この承認がない人は、一切獲ってはいけないということになっておりますので、大前提ということで。これは、最初、平成24年に届出制、その後、承認制に移行して、今回、承認時期の切り替えということで、広域

漁調の方で指示を出すというものでございます。

委員おっしゃるとおり、承認と枠と連動していないんじゃないの？という話は確かにございますが、まず大前提は、承認がなければ一切獲ってはいけないということで、それが今回、国際の枠が増えた。

あと、青森県はそうでもないんですけども、日本全体でいくと、特に西の方で非常に承認が欲しいという要望がありまして、海区委員会の連合会の要望事項でも新規承認を認めてくれと要望している事例がございますので、それに対して、今回、国全体で5,000件ですけども、承認を新たに増やすということにしたものでございます。

ただ、承認があるからというのと、枠というのは、また考え方が別個でございますので、承認をもらったから、俺に必ず枠よこせとか、そういうものではないと理解しております。枠の方は枠の方で、皆さん、管理委員会とかで話し合っていて決めてもらうことになると思っております。

以上、私の方から簡単な補足です。

会 長

宮野委員

宮野委員

もう3回目ですから、もうこれ以上、くどいことを言っても結論はこの場では出ないと思うので、あくまでも宮野個人の意見だと思って聞いてもらえばいいんですけど。

これ、県で、承認を出す時に大分10年、20年ぐらい前だったと思うんだけど、もう世襲制になるから、今、承認をもらわなければもらえないから申請しろということで、うちの組合でもかなり承認の申請をした経緯があったんですよ。

それで、承認して、承認もらっているけども、当時の枠、実績がないためにマグロを獲れないというふうな、これは、マグロの実績配分と話は別ですけど、両方、私、喋っているんで、こんがらがっているんでないかと思うかも分からないけど、両方分かって喋っています。

そういったことがあって、承認を増やして持たせているのに関わらず、当時の実績がないために獲れないという人が大間町でかなりいるんですよ。

それなのにまた新たに申請を出させるということは、水産庁は何をを考えているのかわかると思われる。当然、新しく申請する人たちは、今、申請する、マグロで騒いでいる時だから、新しい枠をもらえるんだらうということを期待も込めて申請すると思うんですよ。

その辺のところは、当時は、今言ったみたいに世襲制で子どもで親が引き継ぐとかでなければ、承認もらえないということで、せかせて取らせてものだから、その辺がちよっと水産庁の係だから、県の係だからということで話、別だって喋っているけど

も、実際は県にも責任があるような感じがするんですよ。私一人の愚痴ですけども。
以上です。

水産振興課 白板総括主幹

はい、会長。

会 長

はい、白板総括主幹。

水産振興課 白板総括主幹

皆様、御存知のとおり、本県に配分された漁獲枠につきましては、くろまぐろ協定管理委員会の方で皆さんで協議して決めているところでございます。

宮野委員のおっしゃられたとおり、現在、承認を持っても枠が組合の方からもらえなくて、獲れていないという方も実際に多くいらっしゃいます。

今回、新たに新規で承認を取られる方もいらっしゃいます。

そういった方々にどうやってマグロを配分していくかということについても、まぐろの協定管理委員会の方で議論を重ねて、その方々にも枠を与えられるような体制にするということで審議を進めているところでございますので、その具体の配分につきましては、管理委員会の方で今後決めていくことになりますので、どうぞ御理解のほど、よろしくお願いします。

宮野委員

よろしくお願いします。

会 長

他にありませんか。

ありませんか。

委 員

（「ありません」の声あり。）

会 長

御質問もないようですので、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもって第22期第41回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時30分